

平成20年12月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第15号 海外視察違法公金支出金返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成20年9月22日

判 決

当 事 者 別紙1 (当事者目録) のとおり

主 文

- 1 被告は、補助参加人池田友信、同屋代光一、同佐藤わか子及び同岡本あき子に対し、連帯して、12万8400円を支払うように請求せよ。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告との間に生じたものは、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告の負担とし、参加により生じた費用は、原告に生じた費用の8分の1と補助参加人池田友信、同屋代光一、同佐藤わか子及び同岡本あき子に生じた費用の5分の1を同補助参加人らの負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、補助参加人佐々木両道に対し、99万9100円を支払うように請求せよ。
- 2 被告は、補助参加人岡征男に対し、99万9100円を支払うように請求せよ。
- 3 被告は、補助参加人植田耕資に対し、99万9100円を支払うように請求せよ。
- 4 被告は、補助参加人山口津世子に対し、99万9100円を支払うように請求せよ。
- 5 被告は、補助参加人嶋中貴志に対し、99万9100円を支払うように請求